

# 倫理規程

[特定非営利活動法人市民社会研究所]

(総則)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人市民社会研究所（以下、当団体）のすべての役員及び職員が遵守すべき倫理規準について定める。

(適用)

第2条 この規程は、役員及び職員に適用する。

(基本的態度)

第3条 役員及び職員は、当団体の役員及び職員であることを常に自覚し、清廉潔白な態度で業務を遂行しなければならない。信用を害する行為、不名誉となるような行為をしてはならない。

(守秘義務)

第4条 当団体の役員及び職員は、開示が認められる又は法的に義務付けられる場合を除き、顧客情報を含む職務上知り得た情報その他当団体に関する情報を機密として保護しなければならない。

(会社資産の保護と適切な利用)

第5条 当団体の資産は適切な目的にのみ利用されなければならない。そして、役員及び職員は、当団体の資産を保護し、これを有効に利用しなければならない。

(記録保持)

第6条 当団体の役員及び職員は、業務及び財務に関する書類等を正しく作成し、所定の期間保存しなければならない。また、虚偽の書類作成や意図的な関係書類の隠匿又は破棄は厳に行ってはならない。

(環境問題への取組)

第7条 当団体は、環境保護に対する責任を常に意識し、環境問題に積極的に取組むものとする。

(社会貢献)

第8条 当団体は、社会の様々な公益活動に積極的に参加し、貢献していくものとする。

(人権の尊重)

第9条 当団体は、人権を尊重し、国籍、民族、性別、年齢、人種、宗教、信条、社会的障害、障害の有無を理由とする差別やハラスメントを一切行わないものとする。

(職場環境)

第10条 当団体は、平等な雇用機会を確保し、役員及び職員に対して健全で働きやすい職場環境を維持するものとする。

(事情説明)

第11条 当団体の役員及び職員がこの規程に違反する行為を行った時は、または違反する行為を行っているという疑惑が発生した時は、倫理委員会は役員及び職員に対し、事情説明を求め

ることがある。

2. 倫理委員会から事情説明を求められた役員及び職員は、倫理委員会に対し事実を説明しなければならない。

3. 倫理委員会での調査の結果は、理事会に報告する。

(懲戒)

第12条 本規程に違反した職員は、倫理委員会からの報告を基に理事会で懲戒処分に付すると裁定された場合には、就業規則の適用の範囲内で処分する。

## 附 則

この規定は、平成26年4月1日より適用する。

以上